

吸収分割に関する事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく書類)

2022 年 4 月 1 日
KDDI 株式会社
KDD I スマートドローン株式会社

2022年4月1日

吸収分割に関する事後開示書類

東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
ガーデンエアタワー
(本店所在地：東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)
KDDI株式会社
代表取締役社長 高橋 誠

東京都港区虎ノ門一丁目16番16号 KDDI スマートドローン株式会社
代表取締役社長 博野 雅文

KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます)と KDDI スマートドローン株式会社(以下「ドローン社」といいます)とは、2022年2月8日付で締結した吸収分割契約書に基づき、本日を効力発生日として、KDDIが、KDDIの営むドローン事業に関して有する権利義務を、KDDIの完全子会社であるドローン社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号に定める事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、KDDIにおいては会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割、ドローン社においては同法第796条第1項に基づく略式吸収分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2022年4月1日

2. KDDIにおける会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項

はありません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過について

KDDI は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について

KDDI は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 2 月 17 日付で官報公告及び電子公告を行いました。会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. ドローン社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割においては、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、本手続について該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について

ドローン社は、略式吸収分割であるため、会社法第 796 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施し、また、ドローン社の唯一の株主は、吸収分割会社である KDDI です。したがって、本手続について該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について

ドローン社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 2 月 17 日付で官報公告を行い、かつ、同日付で知れている債権者に各別に催告をいたしましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割によりドローン社が KDDI から承継した重要な権利義務に関する事項

ドローン社は、効力発生日である 2022 年 4 月 1 日をもって、本吸収分割に基づき、KDDI から KDDI の営むドローン事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継しました。KDDI から承継した資産及び負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産額(概算) 2,048 百万円

承継負債額(概算) 0 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2022 年 4 月 13 日(予定)

6. その他重要な事項
なし

以上